

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 町屋福祉会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町屋福祉会(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

第2章 報酬等

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席した時は、1日分の報酬として表1の金額を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席した時は、1日分の報酬として表1の金額を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、1日分の報酬として表1の金額を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(表1)

名 称	報 酬
役員出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円

(役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第4条 理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が理事長から要請により法人及び施設の運営のための業務にあたつた場合は、表2により報酬及び実費弁償費を支払う事が出来る。但し、役員及び評議員選任・解任委員が法人の職員である場合これを支給しない。

(表2)

名 称	報 酬
役員及び評議員業務報酬	10,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	10,000円

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1)継続かつ定期的に就業する役員等、評議員選任・解任委員については、毎月16日に起算し、当月15日に締めきり、翌月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2)前項の役員等以外の役員等については、その都度現金にて支払う。

(交通費・費用弁償)

第6条 理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した交通費は、領収書等の支払いの証明ができるものをもって、実費を現金で支払うことができる。通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席 料金などを含む)に要した費用を支給する。但し、役員が法人の職員である場合は、旅費規程に準ずる。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。但し、役員が法人の職員である場合は、旅費規程に準ずる。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり3,000円を支給する。但し、役員が法人の職員である場合は、旅費規程に準ずる。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任する役員等及び評議委員選任・解任委員に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

- (1)役員 在任期間1年につき10,000円
- (2)評議員 在任期間1年につき10,000円
- (3)評議員選任・解任委員(対象:外部委員) 在任期間1年につき10,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

3 監事と評議員選任・解任委員を兼務する者は、監事の退任慰労金を支給する。評議員選任・解任委員の退任慰労金を支給しないものとする。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等、評議員選任・解任委員を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(傷病見舞金)

第13条 役員等、評議員選任・解任委員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、慶弔規程に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第14条 役員等、評議員選任・解任委員が死亡したときは、慶弔規程の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第15条 役員等、評議員選任・解任委員の親族等が死亡したときは、慶弔規程に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附則

(改正)

第16条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人町屋福祉会評議員の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。